

杵築市立中学校における「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」
に関する方針

令和6年3月

令和6年9月

杵築市教育委員会

1 中学校部活動の現状と課題

これまで学校の部活動は、教師等の指導のもと、学校の教育活動の一環として行われ、参加する生徒にとってスポーツや文化芸術等の活動を通じて、学習とは異なる集団での経験や人間形成、豊かな学校生活を実現する場として重要な役割を担ってきた。

しかし、今日においては、社会・経済等の変化により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、全国的に少子化が進展する中、杵築市においても各学校単位での部活動の維持が困難になったり、活動・指導経験のない教員が部活動を指導せざるを得なかつたりすることで、生徒の多様なニーズに応じた指導が難しくなっている。

2 国が示す部活動の方向性

文部科学省（スポーツ庁・文化庁）では、これらの課題を解決するため、少子化が進む中でも、生徒にとってよりよい活動環境を構築するため、地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について、「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。」という方針を示している。

3 これまでの「学校部活動」とこれからの「地域クラブ活動」

文部科学省では、地域の人材が指導するこれからの新しい活動を「地域クラブ活動」と表現している。

区分	学校部活動	地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）	
		運動部	文化部
管理運営	学校	地域のスポーツ団体等	地域の文化芸術団体等
位置づけ	学校教育の一環（教育課程外）	学校と連携して行う地域クラブ活動（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）	
指導者	教員・部活動指導員	地域スポーツ団体（地域クラブ活動）に所属する指導者 (地域スポーツ団体への参加を希望する教職員)	
対象生徒	同じ学校の生徒 複数校による合同チーム	原則として地域の生徒	
保護者負担	部費 学校外での活動時の交通費、 個人で使う道具類等の費用	左記に係る費用のほか、指導者への指導料や学校以外の 施設使用料、保険料等を想定	
事故発生時の補償	（学校管理下） (独)日本スポーツ 振興センター 「災害共済給付制度」で対応	(団体管理下) (公財)スポーツ安全協会 「スポーツ安全保険」で対応	

4 今後の方針について

杵築市においては、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行について、【目指す姿】と【基本方針】を次のように設定し、これまでの部活動とは異なる新たな活動として、生徒、保護者、学校、地域、関係団体等が一体となって、中学生にとってふさわしい活動環境の実現を目指し部活動検討委員会で検討を行っていくこととする。

【目指す姿】

- ① 生徒にとって望ましい、持続可能なスポーツ活動や文化活動の機会の確保
 - ・生徒の希望に合った専門的指導の受けられる環境整備
 - ・生徒のニーズや実態に合った選択肢の提供
- ※競技力向上や、大会参加を目的としない健康づくり志向の活動への参加
 - ・指導者や学校の規模等によらない持続可能な指導体制
 - ・経済的理由による指導の格差を生まない制度の実現
- ② 学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を目指す
 - ・休日を含めた部活動指導を希望する教職員が指導に参画できる体制
 - ・休日の部活動指導を希望しない教職員が抵抗感なく指導に従事しない体制

【基本方針】

- ① 令和7年度末までに、休日の部活動の地域連携・地域移行を目指す
- ② 平日の部活動は、原則として従来通り実施する。休日の取組の進捗状況等を検証し、可能なところから取り組みを行う
- ③ 運動部活動と併せて文化部活動についても地域連携・地域移行を進めていく
- ④ 地域連携・地域移行については、以下に示す活動パターンを踏まえて進めていく
 - ・地域クラブ型 A…休日の活動を地域における既存のクラブ（社会体育）が行うパターン
 - ・地域クラブ型 B…休日の活動を地域における新設のクラブが行うパターン
 - ・総合型地域スポーツクラブ型…総合型地域スポーツクラブに新たなクラブと指導者を登録し、活動するパターン
 - ・部活動指導員型（単独校+拠点校・合同型）…休日の活動を部活動指導員等が行うパターン
- ⑤ 令和7年度末までに地域連携・地域移行できない場合であっても、合同部活動等の導入や部活動指導員、外部指導者を適切に配置する
- ⑥ 市の方針は、改革推進期間終了後、見直しを行う